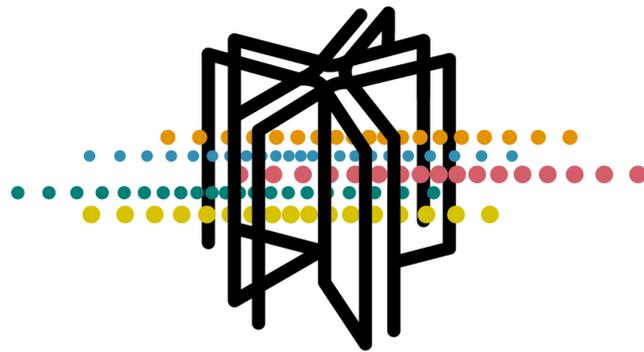


まちなか図書館カフェ
運営事業者
募集要項



まちなか図書館

豊橋市 文化・スポーツ部 図書館

1 建物の概要

- (1) 名 称 豊橋市まちなか図書館
(2) 所 在 地 豊橋市駅前大通二丁目81番地
emCAMPUS EAST 2階・3階
(3) 延べ床面積 3,978.24㎡
(4) 構 造 鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造

2 施設の概要

- (1) 施設概要 図書館機能
一般開架、児童開架
その他機能
ワークショップスペース、カフェ等
座席数 520席
(2) 開館時間 午前9時から午後9時（平日・休日ともに）
(3) 休館日 第4金曜日（祝日のときは前日）、年末年始（12/29-1/3）、
特別整理休館日（R7は6/20-26）

3 カフェの概要

- (1) 場 所 まちなか図書館2階フロア（別添資料1 平面図参照）
(2) 占有面積 35.03㎡
うち カフェ 20.22㎡
カフェ用倉庫 14.81㎡
(3) 営業開始時期 令和8年4月上旬
(4) 営業日及び営業時間 営業日及び営業時間は、原則施設の開館日、開館時間の範囲内で提案すること。
(5) 提供メニュー及び価格等
・取扱品目及び単価については市と協議すること。
・軽食について、調理は湯煎や温めによる提供を基本とし、喫茶・軽食の範囲を逸脱しないものとする。こと。
・利用者のニーズにあった品揃えで、かつ利用しやすい価格設定を行うこと。

- ・まちなか図書館のイベントと連動した期間限定メニューを提供するなど、図書館事業との連携・協力を努めること。

(6) 内 装

カフェ及びカフェ用倉庫は、カフェ平面図（別添資料2）に示した状態で引き渡すものとする。

床・壁・天井等の建築物、電気設備、衛生設備、空調設備の改修及び造作は原則として認めないが、市と協議の上、認める場合がある。その場合は、運営事業者の費用負担により改修及び造作を行うものとする。なお、使用許可期間経過後は、運営事業者の費用負担により原状復旧すること。

店名サイン等を設置する場合は、市と協議の上、館内サインとの整合性を保つこと。店名サイン等の設置費用及び使用許可期間経過後の原状復旧費用は、運営事業者が負担するものとする。

(7) 厨房設備等

器具リスト（別添資料3）に示した設置済みの厨房器具設備は、現状のまま使用するものとし、不足するものについては運営事業者の負担で準備するものとする。

(8) 使用許可期間

カフェの使用許可は行政財産目的外使用の方法で行い、使用許可期間は1年間とする。

次年度以降は、許可内容・条件等に違反がない場合に限り、運営事業者からの申し出により、1年間単位で更新できるものとするが、更新は概ね4回までとする。

(9) 使 用 料

カフェ使用料は、年額900,000円を下限として、応募者の提案により決定するものとする

なお、上記の下限額は、豊橋市行政財産使用料条例（昭和39年豊橋市条例第21号。以下「使用料条例」という）の規定に基づき算出した行政財産の目的外使用料を基準として算定している。使用許可の期間中に使用料条例の改正等により算定基準が変更された場合は、再度下限額を算定するものとする。その結果、下限額が応募者の提案により決定したカフェ使用料を上回る場合は、使用料条例の施行期日を基準日として、当該下限額を新たなカフェ使用料とする。

(10) 光熱水費等

カフェの営業に必要な電気、水道等の光熱水費は、使用量に応じた実費額を運営事業者が負担するものとする。また、カフェの営業に伴い発生したゴミ処理の経費は、ゴミの排出量に応じた実費額を運営事業者が負担するものとする。

(11) そ の 他

- ・建物内及び敷地内は禁煙とする。
- ・キャッシュレス決済推進のため、クレジットカード、デビットカード、電子マネー及び二次元コード決済での支払いに対応するよう努めること。

4 現地説明会の実施

令和7年10月9日（木）又は10日（金）の午前8時30分から午前9時の間又は19時30分から20時30分までの間の30分間、現地説明会を実施するので、参加希望者は希望日前日の17時までに電話またはメールにて申し込むこと。なお、現地説明会への参加は任意であり、応募の条件ではない。

申込先：豊橋市役所 文化・スポーツ部 まちなか図書館

TEL 0532-21-8181

メール machitosho@city.toyohashi.lg.jp

5 運営事業者の審査と決定等

(1) 決定方法

応募者から提出された書類に基づく書類審査と、書類審査合格者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを行い、各提案項目、運営能力等について総合的な評価により選定する。

(2) 無効となる応募等

次に該当する応募は、無効とする。

(ア) 募集要項に示した申込資格を有しない者の応募

(イ) 提出書類に虚偽の記載をした者の応募

(ウ) 募集要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した応募

(エ) カフェ使用料の提案金額が下限額を下回る応募

(オ) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の応募

(3) 審査項目と配点

審査項目及び配点は、まちなか図書館カフェ企画書（様式第2）に記載のとおり。

(4) 決定通知等

書類審査の結果は令和7年11月14日（金）に発送する。書類審査合格者のプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングは令和7年12月5日（金）に実施予定。運営事業者の決定は、12月中旬を予定。

審査結果は、応募者全員に文書で通知する。審査の結果や内容についての問

合せには応じない。

(5) 決定の取消

次の場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがある。

- (ア) 正当な理由なくして指定する期日までに使用許可申請を行わなかった場合
- (イ) 運営事業者の決定から使用許可の手続までの間に、運営事業者について資金事情の変化等により設置運営の履行が確実にないと市が判断した場合
- (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、運営事業者として相応しくないと市が判断した場合
- (エ) 運営事業者が応募者としての資格を失った場合
- (オ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

6 申込資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。また、それらの団体等と関わりがない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている法人等（更生手続開始の決定を受けている法人等を除く）でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 事業開始予定日に、滞りなく事業を開始できること。
- (7) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受けており、飲食店又は喫茶店事業における 3 年以上の営業経験を有する者であること。
- (8) その他本募集要項で示す条件等を全て満たしていること。

7 申込方法

まちなか図書館カフェ運営事業者申込書（様式第 1）に所要事項を記入のうえ、必要書類とともにまちなか図書館まで持参すること。

なお、郵送による受付はしない。

受付期間 令和 7 年 10 月 27 日(月)から令和 7 年 11 月 7 日(金)の 17 時まで

(開館時間内に限る)

8 提出書類

- (1) まちなか図書館カフェ運営事業者申込書（様式第1） 1部
- (2) 申込者・連帯保証人にかかる住民票の写し（世帯全員/続柄/本籍記載のもの）、法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書） 1部
- (3) 申込者・連帯保証人について国税及び地方税に滞納がないことが分かる証明書 各1部
- (4) まちなか図書館カフェ企画書（様式第2） 10部
（指定用紙に書ききれないときは、別紙を添付すること。）
- (5) 使用料提案書（様式第3） 1部
- (6) 経歴書 1部
 - ・法人の場合 会社経歴書、代表者略歴、役員名簿
※役員名簿の氏名にフリガナを付すこと。
 - ・個人の場合 代表者経歴書
- (7) 財務関係書類（直近3事業年度分） 1部
 - ・法人の場合 貸借対照表、損益計算書
 - ・個人の場合 上記法人事業者の場合に相当する書類
- (8) 営業許可証の写し（任意の1箇所分）

※提出された書類は返却しない。

※必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがある。

9 その他

- (1) その他条件は、まちなか図書館カフェ使用要項（別添資料4）を参照すること。
- (2) プレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングの日程は、後日通知する。
- (3) 申込に関する質問については、電子メールで令和7年10月17日（金）までにまちなか図書館まで提出すること。

電子メール送信後は、その旨を必ずまちなか図書館あてに質問メールの到達確認を連絡すること。

質問に対する回答は、令和7年10月27日（月）に図書館ホームページに掲載する。

【申込受付及び問合せ先】

担当：豊橋市文化・スポーツ部まちなか図書館 佐藤

住所：440-0888 豊橋市駅前大通二丁目 81 番地

emCAMPUS EAST 2F・3F

電話：(0532) 21-8181

E-mail: machitosho@city.toyohashi.lg.jp